

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省30—⑤)

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力				担当部局名	地球環境局 研究調査室 国際連携課 国際協力室		作成責任者名 (※記入は任意)	木村正伸 福島健彦 杉本留三		
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。				政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全					
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第5条(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)		政策評価実施予定時期	平成31年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 多国間協力案件数(上段)	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	多国間協力案件数及び二国間協力案件数は、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを測定できる一つの指標であるため。
二国間協力案件数(下段)	-	-	-	-	72 100	74 146	65 136	69 134	/	/	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度							
(1) 経済協力開発機構拠出金 (平成7年度)	37 (33)	36 (36)	32 (32)	32	1	<達成手段の概要・目標> OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法(基準)の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。					094
(2) 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等 (①平成9年度、②平成11年度)	174 (174)	159 (159)	168 (168)	177	1	<達成手段の概要> ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) IPCCの科学的知見が温暖化対策の国際枠組みの基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCを、IPCC信託基金への拠出によって支援 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度～) 我が国は、インベントリ(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を実施するために設立されたIPCCインベントリタスクフォースの共同議長を輩出しており、その事務局(技術支援ユニット)をホストしていることを踏まえ、インベントリタスクフォースの活動を拠出金により支援 <達成手段の目標> 拠出金の支出 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 拠出金を支出し、IPCC及びインベントリタスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのガイドライン等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。					095

<p>(3) 国際連合環境計画拠出金等 (平成16年度)</p>	<p>362 (362)</p>	<p>356 (356)</p>	<p>320 (320)</p>	<p>326</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要・目標> ・UNEP拠出金(H16年度～) 国際連合システム内外における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPへ拠出金を拠出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策にインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。</p> <p>・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(H16年度～) 廃棄物管理分野等における専門的技術やノウハウを開発途上国へ移転する事業を実施するIETCへ拠出金を拠出することにより、その継続的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させ我が国の環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界に提供する。</p> <p>・アジア太平洋適応ネットワーク事務局等への拠出(H26年度～) アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際連合環境計画(UNEP)は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。</p>	<p>0096</p>
<p>(4) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金 (平成21年度)</p>	<p>23 (19)</p>	<p>25 (18)</p>	<p>23 (18)</p>	<p>22</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要・目標> 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書I国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書I国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等 	<p>0097</p>
<p>(5) 国際連携戦略推進費 (平成23年度)</p>	<p>113 (106)</p>	<p>99 (76)</p>	<p>122 (112)</p>	<p>131</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択を受け、各国においてSDGsの実施が進んでいる。我が国としても各国・関連国際機関の状況等の調査・分析しながら、SDGsの環境側面の実施が不可欠である。また、各国の理解と協力を得ながら国際的な議論を牽引していくために、NGOやマスコミ等世論の動向にも配慮しながら、戦略的な国際広報を推進する。加えて、環境と貿易の観点から、TPP協定や、カナダ、EU、中国・韓国等との経済連携協定(EPA)・自由貿易交渉(FTA)について、締結後の体制整備等を円滑に行うとともに、交渉において環境への配慮が適切に反映されるよう最新の論点について調査を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また政策レベルの協議の結果等も考慮したうえで、国際社会に対し、持続可能な開発や環境保全の国際的枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。また、国際取決めを着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に係る国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析を行い、環境保全に係る国際連携戦略の検討を実施し、国際取決めを着実に実施するとともに国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な参画を進めていくことで、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	<p>0098</p>

	(6) 環境国際協力推進費 (平成10年度)	184 (169)	187 (171)	188 (184)	190	1	<p><達成手段の概要・目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア・東南アジア地域において、持続可能な開発に関する2030アジェンダ」及びその中核をなす「持続可能な開発目標(SDGs)」が、2015年に国連で採択されたことを受け、同目標の達成を支援すべく、日ASEAN環境協力対話や環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、途上国における持続可能な発展を促す。(平成21年度～) ・東アジアの中核国である日中韓3カ国においては、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を継続的に開催するとともに、各種TEMMプロジェクトの実施を推進する。(平成10年度～) ・日中環境協力強化にむけ中央政府レベルでの取組を共同で調査・研究し、公開セミナーを通じて成果を発表するとともに、日モンゴル、日インドネシア、日ベトナム、日シンガポール、日イラン等においても政策対話等を通じて環境協力を推進する(平成21年度～)。 ・平成23年末の気候変動枠組条約締約国会合(COP17)において基本設計が合意された緑の気候基金(GCF)は、今後の気候変動対策支援の主要な資金メカニズムになることが想定されている。平成27年から本格的な運用が開始されたところ、その実施状況を踏まえつつ、島嶼国や後発開発途上国といった脆弱国への支援にGCFがより効果的に活用されるよう、現状の分析と戦略的な推進方策の検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において環境協力を進めると同時に、二国間環境政策対話の実施や各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、SDGsの理念に基づいた国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	0099
施策の予算額・執行額		893 (863)	862 (816)	853 (834)	878	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年度法律第117号) 	